

マージン率などの情報公開について

労働者派遣法第23条第5項に基づきマージン率等について情報提供を行います。

なお、以下の②～⑤は、前事業年度(令和3年8月1日から令和4年7月31日)の数値です。

- ① 派遣労働者数(令和5年6月1日現在) 6人
- ② 派遣先事業所数(実数) 5事業所
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 14,000円(1日8時間当たりの額)
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 10,918円(1日8時間当たりの額)
- ⑤ マージン率平均 22.0%

(注) 計算式
$$\frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = 22.0142\cdots \Rightarrow 22.0$$

マージン率には、教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等も含まれています。

⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新人教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
職能別訓練	派遣中	OJT・OFF-JT	無償	有給
長期的なキャリア形成	4年目以降	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング担当 藤井 一彦 電話番号 076-471-5435

⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

社会保険、雇用保険、労災保険、通勤手当、健康診断、制服貸与、安全靴、駐車料金

⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結していない

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和6年3月31日)

・協定労働者の範囲 (数値制御金属工作機械工、輸送用機械器具組立工、パン・菓子製造工、保存食品製造工等、陸上荷役・運搬作業員、計量計測機器組立工、ゴム、プラスチック製品検査工等、倉庫作業員、他に分類されない運搬等、弁当・総菜類製造工)